

PSCI 原則に関する取組

■ 序文

シミックグループ（以下、「当社」といいます）は、「画期的なソリューションを通してヘルスケアに新たな価値を創造し、必要とされる医療やケアシステムを1日でも早く届けます」をミッションに掲げています。

当社は、このミッションを遂行するにあたり、「シミックグループ行動規範」に定める基本的行動原則を遵守するとともに「責任あるサプライチェーンマネジメントのための製薬業界の原則（Pharmaceutical Industry Principles for Responsible Supply Chain Management、以下「PSCI原則」といいます）」に基づく、倫理、労働、安全衛生、環境ならびに関連するマネジメントシステムに関して、以下の事項を遵守いたします。

■ 倫理

当社は、倫理観に基づいて事業活動を行い、誠実に行動します。倫理には、以下の項目が含まれます。

1. 誠実な事業活動

汚職、恐喝、横領は一切禁止されています。当社は、事業や政府機関との関係において、贈収賄やその他違法な金品の授受に関与しません。

2. 公正な競争

当社は、適用されるすべての独占禁止法に準拠し、公正かつ活発な競争に基づいた事業を運営します。また、真実に基づく正確な広告・宣伝を含む、公正な商慣行を採用します。

3. 動物福祉

動物は、慈悲深く取り扱い、苦痛とストレスをできるだけ与えないように取り扱わなければなりません。動物実験に代わる方法、使用する動物数の削減、実験動物の苦痛を最小限に抑える手順などをよく検討したのちに動物実験を実施します。科学的に有効であり、規制当局から容認された場合にはいつでも代替法を使用します。

4. プライバシー

当社は、会社の機密情報や、従業員・患者さんのプライバシー権を確実に保護し、適切に使用します。適用されるプライバシー保護やデータ保護関連法は、これを遵守します。

5. 患者さんの安全

当社は、患者さんの諸権利（情報へのアクセスを含む）に不利益を与えるリスクを最小限にとどめるよう努めます。



6. 利益相反

当社は、利益相反の排除と管理について、合理的な対策を講じます。

■ 労働

当社は、従業員の人権を守り、尊厳と敬意をもって従業員を処遇することに尽力します。労働には、以下の項目が含まれます。

1. 雇用の自由選択

当社は、強制労働や奴隷労働、強要された囚人労働を利用しません。

2. 児童労働および若年労働

当社は、児童労働を利用しません。18歳未満の若年労働者は、国の法定雇用年齢または義務教育修了年齢を超えている場合に限り、危険有害業務以外で従事させます。

3. 差別の禁止

当社は、嫌がらせや差別のない職場を提供します。人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、民族、障害、宗教、政党への加盟、労働組合員であること、配偶者の有無などを理由とする差別を許しません。

4. 公正な処遇

当社は、従業員に対するセクシュアルハラスメントや性的虐待、体罰、精神的・身体的抑圧、言葉による虐待など、過酷で非人道的な処遇のない、またその恐れもない職場を提供します。

5. 賃金・手当および労働時間

当社は、最低賃金、残業時間、法定給付金を含め、適用される賃金関連法に従って、従業員に支払います。報酬の基準については、適切な時期に従業員と意思疎通を図ります。また、残業の必要性や残業に対して支払われるべき賃金についても従業員と話し合います。

6. 結社の自由

職場および報酬に関する問題を解決するために、従業員とのオープンなコミュニケーションや直接的な取り決めを行います。当社は、現地の法律に従い、結社の自由、労働組合への参加／不参加、代表者の選出、労働者評議会への参加など、従業員の権利を尊重します。従業員が報復や脅迫、嫌がらせを恐れることなく、労働条件に関して経営陣と率直に意見交換ができるようにします。



■ 安全衛生

当社は、作業現場および居室において、安全で衛生的な労働環境を提供します。安全衛生には、以下の項目が含まれます。

1. 従業員の保護

当社は、作業現場および居室において、化学的・生物学的・物理的な危険源への不適切な暴露や苛酷な身体的業務から従業員を保護します。

2. プロセスの安全性

当社は、化学物質の壊滅的被害を引き起こす漏出を防止、低減するための計画を整備し、実行します。

3. 緊急事態への準備および対応

当社は、作業現場および居室における緊急事態を事前に特定・評価し、緊急時計画と対応手順を実施することにより、その影響を最小限に抑えます。

4. 危険有害性情報

当社は、危険有害物質（医薬品や医薬品中間体を含む）の安全性情報を提供し、教育・訓練を通じて、危険有害物質から従業員を保護します。

■ 環境

当社は、気候変動を含む環境への悪影響を最小限に抑えるために、環境に対して責任ある効果的な方法で事業を運営します。また、天然資源を保全し、可能であれば危険有害性物質の使用を避け、再利用やリサイクルするよう努めます。環境には、以下の項目が含まれます。

1. 環境に関する許認可

当社は、適用されるすべての環境関連規制を遵守します。必要とされる環境関連の許可、認可、登録と制限条件をすべて取得し、そこに定められた業務および報告に関する要件を遵守します。

2. 廃棄物および排出物

当社は、廃棄物の安全な取扱い、移動、保管、リサイクル、再利用、大気への放出および排水処理について、管理を確実にするためにシステムを整備します。廃棄物、廃水、大気放出物が人間の健康や環境に悪影響を与える可能性がある場合は、適切に管理、抑制し、環境排出前に処理を行います。

3. 漏出および流出

当社は、環境への不測の漏出や流出を防止、低減するためのシステムを整備します。



4. 資源利用

当社は、資源の効率的利用や消費量の低減に向けた方策を講じます。

5. 持続的供給とトレーサビリティ

当社は、合法かつ持続可能な供給を推進するため、重要な原材料の出所について相当な注意を払います。

■ マネジメントシステム

当社は、継続的改善およびこれまでに述べてきた行動原則で要求されている事項の遵守を推進するためのマネジメントシステムを運用します。マネジメントシステムには、以下の項目が含まれます。

1. コミットメントおよび説明責任

当社は、適切に資源を配分することにより、PSCI 原則に記載されている考え方を守るべく責任を持って努力します。

2. 法令および顧客の要請

当社は、適用法令、規制、基準ならびに関係を有する顧客からの要請を把握し、それらを遵守します。

3. リスクマネジメント

当社は、PSCI 原則で取り上げているすべての分野におけるリスクを把握し、管理する仕組みを整備します。

4. 文書管理

当社は、これらの要求事項への適合と適用される規制の遵守を証明するために、必要な文書を維持管理します。

5. 教育

当社は、これらの要求事項に取り組めるよう、経営陣と従業員の知識、技能及び能力が適正 な水準に到達するための教育プログラムを整備します。

6. 継続的改善

当社は、目標を設定し、改善計画を実行し、社内外の評価、査察、マネジメントレビューによって確認された改善点に対する必要な是正措置を講じることにより、継続的な改善に取り組みます。

7. 懸念事項の特定

すべての従業員が報復や脅迫、嫌がらせを恐れることなく、職場における懸念事項や違法行為を報告できるようにします。当社は、調査を実施し、必要に応じて是正措置を講じます。

8. コミュニケーション

当社は、PSCI 原則への取組を、従業員やサプライヤーに対し、効果的に伝達します。

